

# 寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者

林

淳

## 一、はじめに

慶長、元和年間に集中して出された寺院、宗派への法度は、幕府が、戦国時代以来の寺院勢力を支配体制の檻のなかに封じこめ、同時に保護する意図から出されたものであった。それは、国家レベルでの寺社政策の大綱であったが、大寺院のみを対象にしており、宗派では一向宗、法華宗は外されており、バランスを欠くものであった。これらの法度は、戦国時代以来の寺院勢力を政治的に無力化して、幕府主導の支配体制に再配置する試みであったといえる。幕府の寺社行政は、万治元年（一六五八）寺社奉行が奏者番の兼帯となった頃から本格化した。<sup>①</sup> 寛文五年（一

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

六六五）七月十一日、幕府が発布した諸宗寺院法度と諸社禰宜神主法度は、地域社会レベルでの寺院、神社のあり方を規定したことで、僧侶、神職以外の宗教者にも思いがけず深刻な影響を与えた。これらの法度は、八月十七日に幕府が付与した寺社領朱印状とセットであったと考えられることができる。法的な規制と経済的な安堵が組みあわさって、地域社会の寺院と神社が成立したのであった。これらの法度は、僧侶、神職だけではなく勸進の宗教者のあり方をも根底的に規定したと思われる。つぎに、二つの法令を比較するところから、考察を始めてみよう。<sup>②</sup>

A ①、B ①②を見ると、神職、僧侶の資格を問うものであり、神職の場合には神祇道、僧侶は法式を修得している

A 諸社禰宜神主諸法度	B 諸宗寺院法度
①諸社の禰宜神主等、専ら神祇道を学び其の敬する所の神体弥之を存知すべし、有來の神事祭礼之を勤めるべし、向後怠慢しむるに於ては神職を取り放つべき事	①諸宗法式相乱すべからず、若不行儀の輩之有るに於ては急度沙汰に及ぶべき事 ②一宗法式を存ぜざるの僧侶、寺院住持なすべからざる事、附新義を立て奇恠の法を説くべからざる事
②社家位階、前々より伝奏を以て昇進を遂ぐる輩は弥其の通りたるべき事 ③無位の社人、白張を着すべし、其の外の装束は吉田家の許状を以て之を着すべし	③本末の規式之を乱すべからず、縦本寺たると雖も末寺にたいし理不尽の沙汰あるべからざる事
④神領一切売買すべからざる事附、質物に入るべからざる事	⑧寺領一切之を売買すべからず、並びに質物に入るべからざる事
⑤神社小破の時其の相応常々修理を加えるべきこと	⑦寺院仏閣修復の時、美麗に及ぶべからざる事、附、仏閣懈怠なく掃除申しつくべきこと

条件が求められている。それが、神社、寺院の施設を管理、維持する者に課された条件であった。

A②③では、特別な由緒を持った二十二社の神職が念頭におかれ、神社伝奏を通じて位階を受けてもよいこと、それ以外の無位の神職は、吉田家より装束の許状を受けることができること、さらにそれ以外の無位の神職は白張を着すことが定められた。「法度は、位階と許状の有無を基準として神職を三つの範疇に分け、その序列化を含意するものであった」<sup>③</sup>ことになる。三つの範疇とは、以下の通りである。

- ・ 神社伝奏を通じて位階を受ける神職
- ・ 吉田家より裁許状を受ける神職
- ・ 無位で白張の神職

B③は、本末の関係の安定が図られながらも、本寺の横暴が咎められている。神職の場合にも、寺院の本末の場合でも、本所、本寺を上位とする序列に組み入れられ服従しなくてはならない。

A④⑤、B⑦⑧においては、修復、掃除を怠らさずに行うことが、義務として課され、さらに神領、寺領の売買、質

入は堅く禁じられている。神社、寺院が、公共的な空間であることが明示されることになる。

要約すれば、一定水準の知識、技能を持った神職、僧侶が、本所、本山の序列に属して、神社、寺院の施設の修復、掃除などを怠らずに、管理、維持するよう義務づけた法令であったといえる。施設は、神職、僧侶が個人的には処分してはならない公共的なものと定められた。地域社会の神社、寺院が、公共的な空間として認知されて、管理、運営の義務を負う神職、僧侶の存在が、幕府により規定された。ところが、諸宗寺院法度には、諸社神主禰宜法度にはない四つの条項がある。

〔⑤檀越之輩、何寺たりと雖も其の心得に任すべし、僧侶方相争うべからざる事

⑥徒党を結び鬪争を企て不似合いの事業仕るべからざる事

⑦国法に背く輩、到来の節、其の届けあるに於ては、異儀なく之を返すべき事

⑩由緒なき者、弟子の望あると雖も、猥に出家せしむべからず、もし抛なき子細あるにおいては、其の所

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

の領主代官へ相断り、其の意に任すべき事<sup>4</sup>

⑤は、寺院の間で、檀家の奪い合いがあったらしく、檀家の「心得」に任せるべきだとある。当時、寺請制度が定着しつつある時期であり、人々はどこかの寺に所属しなくてはならなかった状況のなかで、檀家の奪い合いが社会問題になっていたと考えられる。⑥は、寺院が結党、鬪争の拠点になることを禁じ、⑦では、国法に背く犯罪者を匿うことが禁じられている。二つとも、中世の寺院が保持していた機能であり、守護不入の権限に由来するものであった。諸宗寺院法度には、旧来からの寺院固有のアジールの機能を否定して、地域社会の寺院として再生させ、秩序形成に寄与するものに作り変える意図があった。⑩では、出家の制限であり、領主代官の判断に委ねている。

アジールの機能は削除されて、幕府、藩の公権力のもとで、寺院が、地域社会の秩序維持に役立つ公共的な空間として再構築されたのであった。公共的空間のインフラとしての寺院が再生し、その上に寺請制度は軟着陸したと見るべきであろう。諸社神主禰宜法度には、⑥、⑦にあたるものがなかったのは、もともと地域社会に、神職が管理する

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

神社というものは、ごく限られた数しかなかったからである。法令以前では神社は、堂、社、祠と明確に区別はできない存在ではなかった。堂、社、祠は、村人が管理していたり、山伏、陰陽師のような流動的な宗教者が住んで管理していたりしていた。神祇道を学び、多くの場合に吉田家より裁許状を受けた禰宜、神主が世話をする施設こそが、神社だと再定義され、山伏、陰陽師がいた堂、社、祠とは明確に区別されることになった。神社は、地域社会の公共的な空間となり、山伏、陰陽師が管理をする堂、社、祠は、私的な空間に振り分けられた。

寛文五年（一六六五）前後、幕府は、僧侶、神職以外のさまざまな宗教者に対しても法令を出して、彼らの家職を確定し、統制、管理に乗り出した。<sup>5)</sup>

・寛文二年（一六六二）、出家、山伏町住居の者改めに付き達

- ・寛文六年（一六六六）、社家、山伏、神子、守子覚
- ・寛文八年（一六六八）、修験下知状
- ・延宝二年（一六七四）、盲僧条目
- ・延宝五年（一六七七）、虚無僧覚

天和三年（一六八三）、幕府が土御門家に陰陽師支配の朱印状を出したが、それも同じ意図にもとづいていた。幕府の基本方針によれば、僧侶、神職以外の宗教者は、本山、本所、頭などに支配されて、身分集団を形成し、間接的に管理、統治される対象になった。寺社奉行の関心は、流動的な宗教者の人別掌握と定着であり、他の宗教者との紛争を避けることであつた。さまざまな宗教者が、各地を歩き回って、村や町で守札を配布し、祈祷・芸能を披露して勸進を行うことは、法令によって容認された。これは、宗教者の活動だけではなく、非人、乞胸による門付け芸、寺社の勸化、勸進相撲などをふくめて、保坂裕興のいう「近世的な勸進世界の成立」という用語で表現される歴史的現象であつた。

## 二、山伏の組織

寛文五年（一六六五）の法令は、神社、寺院を公共的な存在に押し上げて、管理の責任者を定めたことで、画期的な意義を有した。山伏、陰陽師、舞太夫、神子のなかには、神職とはそれほど変わらずに、堂、社、祠を管理し祈祷を行

ない、守札を配った者も多くいたことであろう。しかし法令によって神職は僧侶並みに扱われ、神社の管理責任者として認定され、他の宗教者との差異を際立たせた。山伏、陰陽師たちが堂などの施設を所持していても、その施設は公共的なものではなく、私的なものと見なされた。山伏や陰陽師などの場合、本山、本所は、その宗教者に補任状や許状を発給して、個別に配下であることを認定したが、施設の有無には関知しなかった。

中世の山伏は、熊野三山の御師と結びつき、熊野三山の守札を檀那に配りながら、檀那を熊野参詣に導くことをしていた。山伏は、熊野参詣の先達職を持っていて、檀那を株として売買していた。京都の若王子、住心院、積善院などの院家は、もともと有力な先達であり、彼らは聖護院門跡をいただき、山伏の組織化をはかった。それが、本山派とよばれる修験組織であった。高埜利彦によると、応仁から文明年間以降に、一族単位から国郡単位への檀那編成があったことが指摘されている。<sup>(7)</sup>そして兵農分離過程において、院家は、熊野参詣に來る檀那からの得分で稼ぐのではなく、配下山伏そのものから収奪する方式に切りかえた。

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

その変化は、檀那の熊野参詣が少なくなったことと、兵農分離で武士が城下に住むようになって、在地には檀那がいなくなったことによった。

幕府は、本山派のライバルとなる当山派を優遇し、羽黒山、戸隠山、英彦山、吉野などの有力な地方靈山を東叡山寛永寺末にして据え置き、本山派の勢力の相対化を心がけた。当山派は、大和国を中心にした十二正大先達が連合したローカルな集団であったが、醍醐寺三宝院と結びつき、幕府との良好な関係を持つとした。<sup>(8)</sup>

慶長七年（一六〇二）に三宝院門跡、義演が、当山派の佐渡大行院に金欄地袈裟を許可したが、金欄地袈裟許可は、従来、聖護院門跡のみの特権であったことから、本山派からの怒りを買った。本山派山伏が、大行院に討ち入って、そこにいた同宿の者を捕らえて、道具を蹴散らかした。この事件があつて、門跡同士のいがみ合いを招き、三宝院門跡は当山派正大先達にも声をかけて幕府に訴訟するにいたった。家康は、「山伏の義、当山本山各別のこと」という判断をしめして、本山派が当山派のやり方に介入することを非とした。

慶長十二年（一六〇七）には関東の本山派が、峰入にあたってこれまで当山派、本山派にかかわらずに一律に入峰役銭を徴収していたのに対して、当山派がこれを拒み、訴訟の末、当山派が勝った。このように本山派の既得権が、訴訟のたびに当山派によって奪われて、二つの派が対等の存在として扱われるようになった。つぎの引用は、慶長十八年（一六一三）の修験道法度であった。

①「修験道の事、先規より有り来りのごとく、諸国の山伏、筋目に任せて入峯いたすべし。当山・本山各別の儀に候条、諸役等、互に混乱あるべからず。自今以後、堅くこの旨を守り、諍論なきよう下知あるべきものなり

慶長十八年五月廿一日

（花押）（家康）

三宝院<sup>⑨</sup>

②「本山の山伏、真言宗に対し、謂われざる役儀停止せしめ畢んぬ。ただし、真言宗立ち寄り、仏法に非ざる祈、執行せしむる輩これあらば、その衆を抜くべし。自今以後、堅くこの旨を守り、下知あるべきものなり

慶長十八年五月廿一日

（花押）（家康）

### 三寶院<sup>⑩</sup>

以上が三寶院宛の法度であるが、同じ文言のものが、聖護院にも出されている。ただし②の条文で「その衆を抜くべし」が「役儀相掛くべし」と換えている。幕府の立場は、明確である。本山派、当山派は対等の存在として各別としている点である。当山派が持っていた師弟相承の「筋目」を本山派にも当てはめて、それぞれに「筋目」に従って入峰し、役儀を払うこととあるが、これは、当山派の組織の特質を応用したものであった。そもそも両派を対等に扱うべきだということが、圧倒的に勢力を誇り既得権を持った本山派からすると由々しき事態であった。幕府は、当山派を優遇して、本山派の勢力と既得権を切り崩そうとした。その背後には、本山派の国郡一円支配を否定したいという幕府の思惑があったと思われる。近世の国家体制は、中世の寺社勢力、戦国大名、一向宗の一円的な領域支配を否定したところから出発していたからである。近世の山伏組織は、「筋目」によって山伏が序列化されたものであり、たとえ山伏が堂、社、祠を持っていたとしても、それらは寺院、神社として認知されるものではなかった。こ

の点で山伏は、僧侶とは異質であり、むしろ陰陽師、舞太夫、神子と類似し、施設を持たない宗教者の先がけであったと位置づけるべきであろう。山伏は、中世以来、熊野参詣の先達職を有し、峰入りによって呪力を獲得し、いわゆる僧侶とは外観から見ても異質な存在であることは、誰でも見て知っていた。

寛文二年（一六六二）には寺社奉行は、町中に住み、家屋を寺構えにしている出家、山伏がいるので、名主、月行事などを使って、町中に寺構えの家屋敷をもった出家、山伏を調べさせた。<sup>11</sup>

寛文八年（一六六八）十二月二十六日の寺社奉行の下知状では、熊野は聖護院の支配であり、熊野道者は本山派山伏が引導することを確認し、本山派、当山派の袈裟筋を守るように求めて、「才覚ヲ以テ、同行ヲ互ニ奪取ルベカラザル事」<sup>12</sup>、祈念のことも願主の希望に添うようにして本山派、当山派で争わないことが命じられている。下知状では、聖護院の既得権が確認されているが、延宝四年（一六七六）の羽黒条目においても、同じく本山派の既得権が認知されている<sup>13</sup>。慶長年間の本山派牽制の政策が弱まり、む

しろ本山派と当山派、本山派と羽黒派の争論が起こった時に、聖護院側の既得権が再認識されたと見ることはできない。幕府の山伏政策は、大幅に変化してきたといえる。つぎに羽黒条目を引用してみよう。

「一条々

一、自今以後羽黒山伏、本山の霞場に住むべからず。ただし、一所不住の回国の輩は苦しからざる事。

一、羽黒山伏金襴之結袈裟着すべからず。然りといえども照高院御門跡補任状を申し受くるにおいては、制外たるべき事。

一、羽黒山伏の大峰客峰の時、本山方より補任状を受くべからず。本山の山伏もまた羽黒山客峰の節、羽黒方より免許状を出すべからざる事」<sup>14</sup>

羽黒条目では、第一条で羽黒修験は、本山の霞場には住むことができないこと、第二条で、金襴之結袈裟を着すことができないことが定められる。第三条では、客峰での入峰では相手方の補任状を受けないことが命じられる。寛永十八年（一六四二）に羽黒一山は、東叡山寛永寺末になり、天台宗に帰入しており、照高院御門跡との関係もその時に

できたと思われる。

幕府は、山伏各派が「袈裟筋」によって所属を明確にし、本山派、当山派、羽黒派などのいづれかに所属し、二重所属の混乱がないように命じた。結果としてみると、幕府は、本山派の一円支配を廃して、「袈裟筋」を重んじた当山派の組織を標準化し、近世的な修験組織をつくりあげた。

### 三、普化宗と虚無僧

室町時代には、薦僧（こもそう）という下層の宗教者、芸能者がいて、尺八を吹いては、勸進の活動を行っていたことは知られていた。『三十二番職人歌合』にも、算置きと対になって、つぎのようにある。

「薦僧の三味紙衣肩にかけ、面桶腰につけ、貴賤の門戸によりて、尺八吹くほか別の業なきものにや」<sup>16)</sup>

僧侶が着す、袈を刷いた紙の衣を肩にかけて、腰には飯を盛る器をつけていたというから、基本的には乞食のスタイルであった。ここでは、尺八を吹くほかにもできないことが、皮肉られている。この薦僧と、中国唐代の風狂の僧

侶であった普化の伝承とが融合する。入宋僧・心地覚心が、普化の教えと尺八演奏を伝えたと言われる。薦僧と普化とは元來何の関連もなかったにもかかわらず、普化宗を創設した僧侶が、薦僧の組織化をも思いついたのではないか。幕府は、延宝五年（一六七七）に普化宗を仏教宗派に認めて、つぎのような法度を出す。

〔覚

一、本寺の住職は、その末寺並び本寺の弟子仲間、衆評をもつて器量を撰びこれを定むべし。たとえ由緒ありといえども、師弟子相對を以て後任契約ならびに遺状これを立つべからず。末寺住職においては、其の寺の弟子ども相談の上、本寺に伺いて居え置くべき事。

一、弟子契約の儀、その人を改め、たしかに証人を取りてこれを極むべし。大法に背きたる追放人等抱え置くべからざる事

附けたり、虚無僧の作法古來相定むる通り、本寺よりいよいよ入念にきつと申し付くべきこと

一、末寺弟子中、一宗の法を背き仕置せしむる時は、小科の者は本寺を断り差図に任すべし。大科の者は奉



行に達し落著申し付くべし。理不尽の働き仕るまじき事。

右の条々、堅くこれを相守るべし。もし違背においては曲事たるべし

延宝五丁巳年十二月十八日

太田 撰津守(印)

板倉 石見守(印)

小笠原 山城守(印)

虚無僧諸派 本寺中

同 末寺中<sup>17)</sup>

本寺の住職は、弟子仲間が相談して器量によって選び、個人的な契約で決めるべきでないとしている。そして本寺には、末寺住職の決定権、虚無僧の作法の指導の権限、小科の処罰権が認められているが、大法に背いた追放人を保護できないこと、大科処罰は、寺社奉行に上申することが定められた。保坂が指摘するように、「幕府寺社奉行は、本寺・末寺の権限を明確にして、虚無僧各派をなかば公的な本寺末寺体制に編成しようとしたことが明かである<sup>18)</sup>」。

延宝五年(一六七七)の寛は、慶長、元和年間の寺院法

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者(林)

度よりも半世紀遅れて出されており、直接には、寛文五年(一六六五)の諸宗寺院法度を受けたものであった。そもそも虚無僧の宗派は、近世になって形を整えた新興勢力であった。幕府は、この新興の宗派がどのような集団かを見極めないうちに、禅宗の一派として扱い、本寺末寺の法令を出したものと思われる。

同じ年の六月には、本寺であるところの鈴法寺、一月寺が、寺社奉行に伺って案文を作成し、寺社奉行から宗門内の十七か状の掟が許可された。そのうちの八つの条項は、寛文五年の条項を参照したものであった。ここでは、公儀・国法の遵守、宗門法式への準拠、弟子の行動規範について、寺地質入の禁止などが示されている。このなかで最も多くの条項は、弟子の行動規範についてである。両本寺は、寛文五年(一六六五)の諸宗寺院法度の条項にそって掟を制作し、寺社奉行に伺いを立てて、そのままに認定されたことになる。その後、寺社奉行から普化宗法度が出されたという順番であった。普化宗は、禅宗の扱いになり、本寺末寺体制が適用されたが、諸国を回国している無数の虚無僧たちは、延宝五年(一六七七)の寛では寺社奉行の

視界には入ってはいなかった。

なぜ寺社奉行は、山伏のように個々の「人」を単位にした管理方式を、虚無僧に適用せずに、本寺末寺体制を適用したのであるか。本山派、当山派、羽黒派などの山伏組織に関しては、幕府も相当に熟知しており、分断して管理を遂行して、本山派の独占体制を切り崩した。それに際しては、一般の山伏が堂、祠、社を持っていたにもかかわらず、幕府は、それを無視して、「筋目」「袈裟筋」によって個々の山伏を取り出して、施設の本寺末寺の形成を促すことはなかった。

鈴法寺、一月寺は、延宝五年の覚、宗門内の掟をもつて、回歴している虚無僧を管理できていたのであるか。幕府が、両本寺の管理能力を疑いだしたのは、宝暦九年（一七五九）のことであった。幕府は、両本寺の間で本則（免許状）の発給の仕方が統一されていない点、俗人の門弟にも自由に免許状を与えている点に不信感を寄せた。宝暦九年閏七月二四日に老中酒井左衛門尉忠寄は、ついに寺社奉行に対して虚無僧諸派の改革を求めた。

「今度虚無僧之姿ヲ似セ候者有之候ニ付、本則差出候節

之始末一月寺鈴法寺江相尋候時処、両寺取扱区々二相聞候、其去年右両寺相願候者、門弟共相用候編笠近年浪人体之者其外俗人右笠ヲカフリ紛敷体之者又八門弟之姿ヲ似セ候者所々致修行候様相聞候、尤似セ者ハ見合次第召捕候得共、若御尋者等之妨ニモ可相成哉、傍右俗人江ハ売不申向後両寺印鑑ヲ以売買致シ候様仕度旨、相願候付願之通申付候処、右願之趣意ニモ符合不致事ニ候、然処一月寺儀本則等不埒之取計有之、宗門一派江対シ申訳無之致退院候由致書置、当四月出奔候由、然上者一月寺只今迄之取計方不埒有之儀ト相聞候以来者両寺区々ニ無之古来ヨリ之寺法モ可有之儀候間、寺法之法猥無之様申付方可有之候条トクト相糾申付方之儀致評議相同候様可被致候<sup>19)</sup>」

前年に両本寺は、編笠の販売に関して両本寺の管轄下に置くように願ひ出て、寺社奉行はそれを許可した。しかし寺社奉行は、両寺のやり方が区々になっていることを問題視し、両寺に厳しく申し渡した。それによると、一月寺は、武士、商人にかかわらずに希望者に本則を配布している。

鈴法寺は、武士にのみ本則を配布して、町家には付与しな

かったが、尺八手練の者には「竹名」を許可している。<sup>(20)</sup>

「竹名」は鈴法寺の慣習であり、一月寺にないことであった。寺社奉行は、いわゆる百姓、町人に許状を渡している点、両寺のやり方が統一されていない点を問題視して、改善を求めた。鈴法寺は、老中の批判をかわずするためにも、一歩踏み込んだ議論を展開して、「武門不幸之者共、暫虚無僧ヲ相勤幸之序ヲ待、再士官ニ帰俗仕侍之家名血統断絶不仕候様ニ仕候義、往古ヨリ宗門之本意<sup>(21)</sup>」と主張した。元来は、百姓、町人ではなく、不幸な武士が世を忍ぶ姿であったというのである。幕府は、百姓、町人が簡単に僧侶（虚無僧）になることを抑制し、虚無僧の身分の実体を確定しようとした。それを受けて、鈴法寺は虚無僧を武士に限定し、身分の上昇を果たそうとし、いわゆる慶長条目を偽作した。虚無僧諸派は、巧みに幕府側の意図を読み取って、「武士の仏教」として守護不入の権限を主張した。

普化宗は、延宝五年（一六七七）では本寺末寺のことを強調して、宝暦年間には武士階層に属する集団であることを唱え、虚無僧の身分上昇に貢献した。山伏、陰陽師などとさほど違わずに、おそらくは同じように占いや祈禱など

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

の活動をした社会的存在形態にもかかわらず、虚無僧のみが、武士として厚くもてなされた。

「侍慈宗」説が出された頃に、虚無僧留場という制度が作られてくる。外の虚無僧が村々に来て、ねだりや不埒な行為をしないように、特定の普化宗の寺院と契約をして、外の虚無僧を排除するというものである。留場をめぐる托鉢修行する虚無僧は、印鑑証文をもって所属の虚無僧であることを証明する。弘化三年（一八四六）、寺社奉行の内藤紀伊守は、虚無僧同士の紛争にたずさわる中で、普化宗の抜本的な改革の必要を認識した。<sup>(22)</sup>内藤紀伊守は、慶長条目が普化宗流弊の核心だと考え、偽書であることを論証して、宗門の改革に乗り出した。「侍慈宗」説をやめさせて、虚無僧が幕府の御用のように振る舞うこと、取締宗役という俗人が宗法を取り扱うことを禁止した。寺社奉行は、触れを出して、虚無僧による「武門の陰家」は事実ではなく、禅宗の僧侶の分際を守るべきだとしている。

虚無僧の歴史を調べてみて、驚かされることは、偽書を作成した事実ではなく、権力の介入を阻む守護不入を唱え、留場制度を設けても、幕府が長い間黙って容認した点

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

にある。なぜこのようなことが可能になったのか。武士の「侍慈宗」であると主張して、藩の寺社奉行、代官所などの管理をすり抜けていたのであるか。また武士であるというフィクションが機能して、「留場を武士に宛行われる知行地であるかのように考え、積極的に留場を増やした」ことは十分にありえる。寺社奉行が、農民、町人が虚無僧になることを制限し、その役目を本山に期待したが、鈴法寺は、「侍慈宗」説を唱えて、農民、町人の排斥を誓う以上、寺社奉行としても、それ以上の干渉はできなかったであろうか。天保十五年に濃州芥見村でおこった虚無僧同士の争論史料や、愛知郡三本木新田の史料を見ると、無宿、浪人、船方体の者が虚無僧となっており、常にねだり、無心、無料の止宿を強制していた様子がうかがえる。

四、陰陽師と占考争論

寛文五年（一六六五）の諸社神主禰宜法度は、土御門家に衝撃をあたえた。これを契機に土御門家は、唱門師、博士と呼ばれる人々を支配しようと思ひ立ち、南都唱門師の支配をめぐる幸徳井家と激しく争った。天和三年（一六

八三）には幕府が土御門家へ朱印状を出したことで、土御門家によるさまざまな宗教者、芸能者の支配は、国家的な権威によつて公認された。

貞享、元禄年間にかけて、土御門家の配下支配が著しく進んだことは、各地の陰陽師関係の史料が、およそこの時期にまでさかのぼる年次をもっていることから確認できる。土御門家は、配下に対して許状と掟を付与し、陰陽師であることを保証し、配下に加入した者は、貢納料を土御門家に上納するという関係が築かれた。つぎに紹介するのは、尾張の陰陽師・久野肥前が受けた許状と掟である。

一 許状

呼名可謂肥前事

右許状如件

土御門家雑掌

白井右京

元禄三庚午歳正月二七日

尾州知多郡藪村

久野肥前とのへ」

一 掟

- 一、陰陽家行事之外不可修於異法新法事
- 一、不可与他爭事

一、雖為相統之子代替於本所改可願免許事

右之条々堅可相守者也

土御門家雜掌

白井右京

元禄三康午歲正月二七日

尾州知多郡藪村

久野肥前とのへ<sup>(27)</sup>

許状には呼名が記されて、久野肥前は、この時から肥前という国名を名乗ることができるようになった。同一の年月日で掟が、久野肥前宛に出されており、そこには、陰陽師の活動以外の異法新法や争いが禁じられており、子への相統では改めて免許を得るようにと記されている。久野肥前は、土御門家発給の許状、掟を受けて、陰陽師の身分を獲得し、陰陽師の活動に従事することができるようになった。

相模国愛甲村に住む舞太夫の萩原家は、元禄年間に土御門家江戸役所の配下になった。つぎに紹介するのは、元禄

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

八年（一六九五）五月に江戸役所が萩原家宛てに発給した「陰陽師家業条目覚」である。

一 覚

一、安家支配之陰陽師、以条目家業可相守、妻女等神巫職他家と不可致混雜、若不清淨之職作於仕者、急度迷惑ニ可申付候、毎年此支配狀取替ニ仕、万事為仲間互ニ可致吟味、神巫打掛黄色ニ可仕者也

関東陰陽家惣触頭

菊川伯耆 印

元禄八乙亥五月日 印

同断 正木織部 印

愛甲村

萩原兵大夫とのへ<sup>(28)</sup>

木版で刷られたものであることからすると、江戸役所が、大量にこの家業条目を関東で配布していたことは推測できる。内容を見ると、陰陽師の家業の順守とともに、妻女が他の支配下の神巫職になることを禁じ、打掛黄色を羽織ることが指示されている。この覚が「支配状」と呼ばれて、毎年取替えるものであった。江戸役所は、直接に関東の配下や関東を檀那場とした三河万歳師を支配していた。

土御門家による陰陽師の組織化は、貞享、元禄年間から本格化し、畿内や関東を中心に諸国に広がっていった。土御門家は、触頭、小頭に任命し、ある領域内の陰陽師の支配を委ねた。触頭は、配下の陰陽師から上納金を集金し、それを土御門家に貢納するとともに、許状・掟の受渡しやその書替えの窓口になるという中間機関となった。土御門家―触頭―陰陽師という体制ができて、陰陽師の教団組織の骨格をなしていた。しかし土御門家の陰陽師組織が拡大してくると、触頭下の陰陽師を一律に扱うことができなくなり、より細分化した階層・集団を設定する必要性に迫られた。とくに大都市・江戸で陰陽師支配を行っていた江戸役所は、明和年間に独自に古組、新組、新々組、売卜組、在々組という組をつくり、支配の網の目を細かくし、様々な宗教家、芸能者を吸収しようとした。京都役所は、江戸役所の組の設置に学びながら、天明四年以降に御門人、一本職、本組、新組、職札という階層をつくりあげた。江戸役所と京都役所では、それぞれ独自に陰陽師の組を設け、陰陽師支配を行っていたが、受領名、衣装の許状は、京都役所でのみ発給し、地方の情報もすべて京都役所に集約さ

れるようになっていた。江戸役所と京都役所とは、二元的体制でありながらも、土御門家を頂点とする、ゆるやかな一元的な体制であった。

寛政三年（一七九一）四月には、土御門家の長期にわたる嘆願を受け入れ、幕府は陰陽師支配の全国触流しを実施した。触れは、幕藩体制の機構を通じて流され、土御門家は、それを利用して支配の拡大と強化につとめた。今まで組織化がなされていなかった遠国では、土御門家の使者が出向き、配下になりそうな陰陽師体の者を吟味しようとしたが、藩の意向で拒否されることもあった。それでも土御門家は、全国触れが出たことを利用して、土御門家―武家伝奏―幕府―支配代官というルートを通じて、陰陽師の編入を進めた。すでに触頭がいる地域であっても、京都役所からの取締役が直接出向き、藩の役所や代官に協力を仰いで支配の拡大、強化を図った。

土御門家の配下支配の際立った特質は、積極的に他系列の宗教者を取り込もうとした点にあった。僧侶、神職、修験であろうと、占考を行う以上は、土御門家の許可を必要とするという、土御門家側の独断的な主張があった。この

主張にそつて土御門家は、僧侶、神職、修験などの他系列の宗教者を告発し、頻繁に争論をおこしていた。さきほど述べた江戸役所が設置した売卜組とは、他系列に属しながら占考を行う宗教者が入るべき組であつた。土御門家は、独断的な論理を駆使して、俗人であれ、他系列の宗教者であれ、「陰陽道尊信」の条件が整えば土御門家配下になるべきだと説いた。

土御門家が僧侶、修験、神職など他系列の宗教者までを配下にするという強引なやり方をとつたのは、何故であるうか。天和三年（一六八三）以降、土御門家は、諸国の陰陽師支配を開始したが、仏教諸宗派、本山派、当山派の修験教派、吉田家の神職支配とくらべると、組織編成の時期が、かなり遅れていた。そのために土御門家は、修験や神職といった既成の宗教者の組織に食いこんでいかなければ、十分な組織の発展が望めなかつたのではなからうか。土御門家は、占考を行う修験や神職に土御門家の免許を受けるように迫り、しばしば寺社奉行に出訴している。出訴に際して土御門家は、家職を記した職札を提出するが、職札には占考が陰陽師の職分であることが明記されていた。

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

土御門家は、職分・家職の論理という、近世社会には為政者も民衆も分有していた通念を利用して、ある場合には陰陽師の職分を侵害する他系列の宗教者を出訴し、ある場合には他系列の宗教者を懐柔し、土御門家の配下に組み込もうとした。

## 五、勸進の宗教者の変貌

寺請制度を担つた寺院の僧侶は、宗判権をもち、宗門人別帳作成においてチェック機能をはたし、神社の神職は、年中行事、祭礼によつて地域の生産活動を祝福し、社会関係の絆の維持に貢献した。寛文五年の法令は、寺院、神社の管理責任者として僧侶、神職を定め、地域社会の秩序形成の機能を負わせた。法令のレベルでも地域社会のレベルでも寺院と神社は、公共的な施設とみなされた。

それ以外の宗教者、芸能者は、私的な施設をもつことはあつても、檀那場をまわつて勸進を行ない、札守を配布して、芸能や祈禱を行なう存在であつた。寺社奉行は、彼らの家職を認定し、管理下に置いたが、彼らに地域社会の秩序形成の役割を期待することはなかつた。むしろ反対に勸



進活動は、地域社会を疲弊させる要因にもなるし、農民、町人が都市で山伏、陰陽師になることは、都市の治安・人口問題を惹起することにもなった。

山伏は、本山派、当山派、あるいは地方の一山組織に所属して、峰入りを行なって、身分や位階を上昇させた。袈裟筋と入峰とが組み合わさって、山伏の組織は、複雑に構成されていた。幕府は、門跡を頂点とした両派を対等に尊重しつつ、羽黒山、戸隠山、英彦山、吉野山を東叡山寛永寺末にして、自らの支配体制に組み込むことに成功したといえよう。

虚無僧は、勸進する乞食の芸能者の系譜を引きながらも、普化宗は禅の宗派であるという二重性を帯びて、寺社奉行は、延宝五年（一六七七）の覚では禅の宗派として扱っている、本寺末寺の関係を問題化した。宝暦年間には一転して、寺社奉行は本寺に対して虚無僧の取締まりの強化を求めた。ところが幕府は、「侍慈宗」説を追認したことから、事実上、留場制度の形成を容認してしまい、寺社奉行による普化宗流弊改革は、幕末まで遅れた。

陰陽師は、中世には、唱門師、博士、算うらと呼ばれ

て、占い師であった。土御門家の配下になることで、近世的な陰陽師となり、職札を付与されて営業権を維持することができた。本所である土御門家の権威と、寺社奉行の権威を表に出して、陰陽師は祈祷、芸能の活動を行なった。近世後期には占考こそが、土御門家配下の独占物であると言いついて、山伏、神職とぶつかり合うことがあった。

近世後期になると、都市の人口急増、打ち壊しなどによって不穏な雰囲気がおおった。寺社奉行は、本山、本所に対して配下の人別の強化を要請し、人別帳を作成して、提出するように求めた。寛政二年（一七九〇）には、本山派は幕府に対して江戸山伏の人別書上げを提出している。<sup>29</sup>寛政三年、幕府は土御門家に対して全国触れを出したが、それ以後、土御門家は、取締出役という役職を設けて、地方に取締出役を派遣して、陰陽師のまねをした陰陽師体の者がいる場合には調査させ、土御門家配下に入るように指導した。土御門家江戸役所から派遣された陰陽師が、江戸市中の町役人に対して「御用のように相心得、権高の模様」で振舞ったと言われたが、<sup>30</sup>あたかも幕府の用事を行なうように行動したことがわかる。本稿では扱わな



かったが、神事舞太夫の場合も、取締出役が、配下の改めを行なっていた<sup>①</sup>。取締出役は、配下の人別を掌握し、免許状なしに活動する不逞の輩を取締まる職掌であり、幕府の意を体して振舞うことは少なくなかったと思われる。虚無僧留場制度もまた、偽虚無僧が乱暴を働き、不埒な行為を行なうという前提で、本寺が村々に対して留場を提案して、偽虚無僧、不埒な虚無僧を完全に禁止し締め出すための制度であった。ほんとうに本寺が各地の留場を管理できたかという点、実態は不明である。

近世後期の本山、本所は、偽者（陰陽師体の者、偽虚無僧、偽山伏）がいるから取締りの強化が必要だと述べて、自らの権限の強化を図った。土御門家、神事舞太夫の田村家の場合には、それによって配下の拡大をねらった。しかしそれは私利私欲ではなく、治安の維持、風俗の統制をめざす幕府の政策に自らを同化させて、「御用」であるとして主張することができた。勸進の宗教者たちを統制する本山、本所は、自ら進んで不埒の輩を取締まる秩序形成側に我が身を置こうとした。

明治政府は、虚無僧、陰陽師を還俗させ平民にしようと

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

し、山伏を真言宗、天台宗の所属に組み入れるように法令を出した。近世の村・町のあちこちで見かけていた勸進の宗教者は、近代にはそのままでは存続はできなかつた。近世とは、中世以来の勸進の宗教者が、多彩に花開いた時代であった。勸進の宗教者が、身分集団に所属して、免許状を付与されて、営業活動を保証された点は、中世にはなかつた現象であつた。権力にとって勸進の宗教者を統制することは、秩序形成の必要条件であつたが、勸進の宗教者は、自らに向けられた剣を反転させ、今度は自ら剣を手にして、偽の宗教者を取締まるポーズをとつた。こうして勸進の宗教者が、秩序形成の擁護者を装いはじめたことも、中世にはない近世後期の現象であつた<sup>②</sup>。

#### 注

（一）慶長、元和年間の寺院法度ではなく、寛文五年の法度を起点に神社奉行と宗教者の関係を再考すべきだという筆者の見解は、『幕藩体制と仏教』（『日本仏教34の鍵』春秋社、二〇〇三年）ですでに述べたことがある。

（二）法令は、『徳川禁令考・前集第五』、『改訂増補日本宗教制度史（近世篇）』に拠つた。

寛文五年諸宗寺院法度と勸進の宗教者（林）

- (3) 高楚利彦「江戸時代の神社制度」（『日本の時代史15』吉川弘文館、二〇〇三年）、井上智勝『近世神社制度と朝廷権威』（吉川弘文館、二〇〇七年）
- (4) 『改訂増補日本宗教制度史〈近世篇〉』八五頁
- (5) 同右、八四〜九四頁
- (6) 保坂裕興「一八世紀における虚無僧の身分形成」（『部落問題研究』一〇五、一九九〇年）
- (7) 高楚利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、一九八九年）一二七頁
- (8) 宮家準『山伏』（評論社、一九七三年）一〇三〜一〇四頁
- (9) 『改訂増補日本宗教制度史〈近世篇〉』六五頁
- (10) 同右、六五頁
- (11) 同右、八四頁
- (12) 同右、八九頁
- (13) 同右、八九〜九〇頁
- (14) 同右、九二頁
- (15) 同右、九二頁
- (16) 「三十二番職人歌合」『群書類従・雑』
- (17) 『改訂増補日本宗教制度史〈近世篇〉』九三〜九四頁
- (18) 保坂裕興「一七世紀における虚無僧の生成」（『身分的周縁』部落問題研究所出版部、一九九四年）
- (19) 『祠曹雑識』卷八、一六八〜一六九頁
- (20) 「虚無僧御条目並本則」（内閣文庫所蔵）
- (21) 同右
- (22) 鬼頭勝之「普化宗弾圧の序曲——芥見村虚無僧闘争一件——」（ブックショップブマイタウン、二〇〇六年）
- (23) 保坂裕興「虚無僧」（『近世の身分的周縁1』吉川弘文館、二〇〇〇年）
- (24) 注(21)と同じ
- (25) 『愛知県日進市誌資料編四』六二九〜六三一頁
- (26) 『知多市誌資料編三』九〇頁
- (27) 同右
- (28) 『厚木市史近世史料篇（1）』二二三頁
- (29) 注(7)と同じ、二二一頁
- (30) 『類集撰要』三五
- (31) 林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）八四頁
- (32) 寺社奉行の行政指導が、勸進の宗教者に「秩序形成」擁護の意識を植え付けたと筆者は考えている。寛政九年に当山派が、富士講を訴えた文書で富士行者を「異形の為体」と表現したが（『大日本近世史料・市中取締類集十六』一九六頁）、これも秩序形成側からの非難の一例である。偽の宗教者をめぐる秩序形成側の意識は、これからの課題になろう。本稿は、「幕府寺社奉行と勸進の宗教者」（『新アジア仏教史・日本編』佼成出版社、二〇一〇年）と重複する内容を含む

むことを断りたい。

〔付記〕

平成二十一年大学院演習において、「善化宗御条目」「虚無僧御条目並本則」（内閣文庫所蔵）を大学院生と輪読する機会があった。長年、陰陽師、神事舞太夫の研究に従事してきた筆者にとつて、幕府寺社奉行と虚無僧との関係は実に理解しにくい「躓きの石」であり、その点をめぐって大学院生と議論を重ねてきた。本稿は、演習での議論をふまえて、筆者が執筆したものである。演習に出席して、議論に参加した久米昭次郎、石黒智教、山端信祐、秋元崇成、酒井秀暢の諸氏に感謝を申し上げます。